2　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年10月28日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から中部横断上八木沢トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
①～②　第１号２⑴～⑵に同じ
③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑤　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
㋐　ＮＡＴＭによる道路又は鉄道のトンネルであること。
㋑　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上、かつ同一トンネルにおいて掘削延長が500ｍ以上の工事であること。
ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐、下記㋒の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、下記㋒は同一工事であること。
特定建設共同企業体にあっては、代表者が上記㋐、㋑の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐、下記㋒の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、下記㋒は同一工事であること。
㋒　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上の工事であること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑥　第１号２⑹に同じ
⑦～⑧　第１号２⑻～⑼に同じ
⑨　第１号２⑾に同じ
⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　第１号２⑺①に同じ
②　１人の者が、平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴⑤に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、上記⑴⑤㋐、㋑は同一工事であること。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が上記⑴⑤㋐、㋑の工事経験を有していればよい。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　第１号２⑺③に同じ
⑶　第１号２⑽に同じ

3　総合評価に関する事項
⑴　第２号３⑴に同じ
⑵　総合評価の方法
①　第１号３⑵①に同じ
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「覆工コンクリートのひび割れを抑制する具体的な提案」
㋑　工事全般の施工計画
㋒　施工体制（施工体制評価点）
③　第１号３⑵③に同じ
④　第２号３⑵④に同じ
⑤　②㋐の「覆工コンクリートのひび割れを抑制する具体的な提案」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
⑶　第２号３⑶に同じ
⑷　⑵②㋐「覆工コンクリートのひび割れを抑制する具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。
⑸　第２号３⑸に同じ

4　入札手続等
⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ
⑹　第１号４⑹に同じ
①～②　第１号４⑹①～②に同じ
③　郵送等による入札の受領期限は、平成26年１月28日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
開札は、平成26年１月31日14時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
なお、落札決定の日は開札の翌日を予定する。

5　その他
⑴～⑹　第１号５⑴～⑹に同じ
⑺　第２号５⑺に同じ
⑻～⑬　第１号５⑺～⑿に同じ
⑭　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⑮　第１号５⑬に同じ
⑯　一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者の参加　上記２⑴に掲げる一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑰～⑱　第１号５⑮～⑯に同じ

6　Summary
⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Chubu-Oudan Kamiyagisawa tunnel.
⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

○第５号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　357号東京港トンネル（海側）非常用設備工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　東京都品川区八潮地先
⑷　工事内容　非常用設備　１式
避難通路換気設備　１式
ガス検知センサー　１式
避難扉・滑り台　１式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成27年12月15日まで。
⑹　第２号１⑺に同じ
⑺　第１号１⑻に同じ
⑻　第１号１⑾に同じ
⑼　第２号１⑿に同じ
⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の